

## 埼玉県初



温泉成分分析機関として  
登録されました！！



## 温泉成分分析の概要

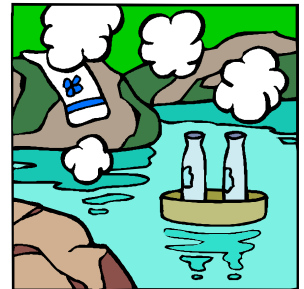
温泉成分の定期的な分析

温泉法の改正（2007年10月20日施行）により、衛生上の観点や、温泉利用者の温泉への信頼確保の観点から、温泉事業者に対して温泉成分の定期的な分析（10年毎）とその結果に基づく掲示内容の更新が義務付けられています。

温泉成分登録分析機関とは？

温泉成分登録分析機関とは、温泉法（昭和23年制定）により温泉成分分析を行う施設について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならないとされています。

また、温泉成分の分析は、上記の登録を受けた分析機関で行わなければならないなりません。当社は、埼玉県で初の温泉成分分析機関として2010年12月18日付けで登録されました（埼玉県指令薬866号）。

温泉成分分析の詳細

温泉成分の分析には、以下の2種類に分類されます。

- ・ 鉱泉小分析試験 … 温泉法に規定する温泉であるか否かの推定を目的とする試験。泉質の経年変化の検討にも利用できます。分析項目としては、知覚的試験、pH、蒸発残留物、塩化物硫酸イオン、炭酸水素イオン、遊離二酸化炭素、カルシウムイオン等となります。
- ・ 鉱泉分析試験 … 温泉法に定める温泉に該当するものを公共の浴用又は飲用に供する際、あらかじめ行わなければならない試験。当社社員が現地にお伺いいたします。

詳しくは、当社 環境分析部 山田（フリーダイヤル0120-01-2590 内線276）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

